議員提出議案第1号

綾瀬市議会委員会条例の一部を改正する条例

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

綾瀬市議会議長 松澤 堅 二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青	栁		愼
賛成者	同	井	上	賢	_
司	同	笠	間		昇
同	同	武	藤	俊	宏
司	同	齊	藤	慶	吾
司	同	内	Щ	恵	子
司	同	安	藤	多思	[子
同	司	上	田	博	之

綾瀬市議会委員会条例の一部を改正する条例

綾瀬市議会委員会条例(昭和56年綾瀬市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「押印」を「記名押印を」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議の記録の作成に係る押印の意義を踏まえ、その見直しを図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。